

家畜衛生だより

鳥インフルエンザ情報



高病原性鳥インフルエンザ発生に係る 移動制限区域の解除について(県内1例目)

市川市で確認された高病原性鳥インフルエンザについて、
移動制限区域内(3km以内)において異常が確認されなかったことから、

令和3年12月27日(月)0時をもって、移動制限区域を解除しました。

※制限区域内に対象農場はありません。

**引き続き、毎週月曜日の死亡鶏の報告と重要7項目の点検
をお願い致します！**

- 衛生管理区域に立ち入る者の**手指消毒**、
- 専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- 衛生管理区域に立ち入る**車両の消毒**等
- 家きん舎に立ち入る者の**手指消毒**
- 家きん舎ごとの**専用の靴**の設置及び使用
- 野生動物の侵入防止のための**ネット等の設置、点検及び修繕**、
- ねずみ・害虫の駆除**

★**死亡率の急激な上昇(通常の上昇の2倍以上)や下記の症状を発見した場合は、速やかに家畜保健衛生所へ通報してください。**



脚部皮下の出血



肉冠の出血・壊死

その他、鳥インフルエンザを疑う症状

- ・肉冠・肉垂のチアノーゼ
- ・沈うつ
- ・5羽以上のまとまった死亡 など

お問い合わせ・ご連絡は、千葉県中央家畜保健衛生所まで
 TEL. 043-250-4141 (夜間・休日転送) FAX. 043-286-0090